

せい かつ ほ ご 生活保護

つい か きゅう ふ 追加給付のおしらせ



平成25年の生活扶助基準の見直しに関する最高裁判決をふまえ、
平成25年8月～令和8年3月までの間に生活保護を受給されていた世帯を対象に、
追加給付を行わせていただきます。現在、受給されていない方も対象となります。

一部の方は申出が必要となります

現在受給中の方 (A・Bのどちらに当てはまるかご確認ください。)

A

平成25年8月以降、
現在まで継続して保護を
受給されている場合

もうしで ひつよう
申出の必要はありません

B

平成25年8月以降、現在受給
されている期間とは別に、保護を
受給されていたことがある場合

もうしで ひつよう
申出が必要です

現在受給されていない方

もうしで ひつよう
申出が必要です

- 具体的な申出方法については、相談センターまでお問い合わせください。
複数の福祉事務所で受給されていた場合は、個別に申出方法をご案内させて
いただきますので、相談センターまでお問合せください。



詐欺にご注意ください！

今回の追加給付に関連して、銀行口座の暗証番号を確認したり、ATMの操作や
手数料の振込みを依頼することはありません。詐欺にご注意ください。



くわしくは、相談センターまでお問い合わせください



0120-179-445

受付時間

9時～17時
※土・日・祝を除く

追加給付 相談センター **検索**

こちらからホームページにアクセスできます



追加給付の申出についてご案内

STEP

①

まずは、相談センターまでお問い合わせください

追加給付相談センター

☎ 0120-179-445

受付時間

9時～17時

※土・日・祝を除く

STEP

②

STEP①で確認後、申出書を入力する (申出が必要な方)

- 申出書はインターネットでも入手できます。
- 紙の申出書は、福祉事務所、町・村役場に準備しています。
- 申出に添付する書類の確認

申出に必要な書類(例)

- 本人確認書類
- 戸籍謄本
- 振込先口座が確認できる書類
- 同意書
- 必要に応じて加算資料・委任状など

申出書の入手や
必要書類などの
詳細はこちら▼



沖縄県HP

STEP

③

申出書と添付書類を郵送 または窓口へ直接提出する

※Step1で確認した対象の申出方法・窓口へ提出。

県内の町・村で受給されていた方

沖縄県生活保護費追加給付事務局

〒900-0032
沖縄県那覇市松山1丁目1-19
JPR那覇ビル5階

☎ 050-3385-2223

受付時間: 平日 8:45～17:00

土・日・祝、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

※通話料は有料です。

※駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。



県内各市や 県外で受給 されていた方

自治体ごとの具体的な申出
方法については、相談セン
ターまでお問い合わせくだ
さい。

追加給付相談センター

☎ 0120-179-445

受付時間

9時～17時

※土・日・祝を除く



現在も保護を 受給している方

- 平成25年8月以降、現在まで継続して保護を受給されている場合は申出の必要はありません。
- 福祉事務所から案内があります。



沖縄県

OKINAWA PREFECTURE